インフルエンザによる出席停止についてのお知らせ

インフルエンザに罹患した場合は、病気の悪化予防のため、他の生徒に感染させないために、 学校保健安全法による出席停止の措置を指示します。この間は休んでも欠席日数にはなりません。

出席停止期間 発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで 病状により学校医その他の医師において認めた時はこの限りではない

再登校するにあたって改めて「治癒したかどうか」について医師の診察を受ける必要性については、医師の指示に従ってください。登校するときは下記の治癒報告書(保護者記入)を担任までご提出ください。

治癫報告書

長野県篠ノ井高等学校長あて

年 組 番 生徒氏名

上記の者の下記疾患は、治癒しており他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾 患 名	インフルエンザ					
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様症状が出た日)	年 月 日					
医療機関名 受診日(インフルエンザ診断日)						
文彰日(インノルエンリ診例日)	年 月 日					

日にちを記入してください。

発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。遅いほうが登校日になります

発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	登校日	解熱日	1日目	2日目	登校日
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

年 月 日

保護者氏名

担任記入欄 出席停止期間 年 月 日~ 年 月 日 担任 → 保健室保管